

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方 更新

当社グループは、当社、連結子会社20社及び持分法適用関連会社3社で構成されており、製薬企業等からの委託を受けて行う前臨床試験、臨床試験及び新薬承認申請にわたる医薬品の開発支援、並びに当社独自の経鼻投与製剤の開発及び大学やバイオベンチャーの基礎的な知見や技術を事業へ育成していくトランスレーショナルリサーチ事業、並びに宿泊施設運営、地熱発電及び水産事業を行うメディポリス事業等を行っております。

当社は、企業価値をより一層高めるため、経営の健全化、効率化、透明性の向上、コンプライアンス体制の強化を図り、実効性のあるコーポレート・ガバナンスを実現していくことを基本方針としております。

当社は、この基本方針のもと、「創薬と医療技術の向上を支援し、人類を苦痛から解放する事」を企業使命とし、株主、投資者の皆様をはじめ、お客様、従業員、社会等からの信頼を高め、「存在を必要とされる企業」となるべく、コーポレート・ガバナンスの強化に取り組んでおります。

経営の意思決定機関である取締役会は、取締役7名(うち社外取締役3名)から構成されており、原則として月1回の開催のほか、必要に応じて随時開催しており、経営に関する重要事項はすべて取締役会で協議決定しております。なお、取締役については、経営環境の変化に対する機動性を高めるために、任期を1年としております。

経営の監視機能につきましては、監査役監査の実施により適法性を監査しております。監査役は3名で、そのうち2名は社外監査役であります。監査役は、監査役会をはじめとする重要な会議への出席や、業務及び財産の状況調査により、取締役の職務遂行を監査しております。また、会計監査は有限責任 監査法人に委嘱しており、監査結果及び指摘等に関する報告について十分な説明を受けております。監査役及び会計監査人は、年間予定等の定期的打ち合わせを含め、必要に応じて随時情報の交換を行うことで相互の連携を高めております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】

【補充原則4 - 10 - 1】

当社は、経営幹部(取締役、執行役員等)の指名、報酬決定に関し、独立性・客観性と説明責任を強化することを目的として、任意の機関として、2つの諮問機関を設置しております。一つが「コーポレートガバナンス・指名委員会」、もう一つが「報酬委員会」であり、いずれの諮問機関も独立社外取締役を含む3名以上から構成されています。

「コーポレートガバナンス・指名委員会」の審議事項は、取締役及び監査役の選解任に関する株主総会付議議案の原案、取締役に付議する代表取締役(CEO)及び役員取締役の選解任の原案、取締役に付議するその他経営陣(執行役員・理事・子会社取締役)の候補者の原案、取締役、監査役、経営陣の選定方針・手続の決定、後継者計画に関する事項、取締役会の実効性評価に関する事項などです。

「報酬委員会」の審議事項は、取締役及び監査役の報酬に関する株主総会付議議案の原案、取締役・執行役員・理事・子会社取締役の報酬額(算定方法を含む)の原案、役員報酬の構成を含む方針の決定、役員報酬の決定手続の決定などです。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】 更新

【原則1 - 4】

< 政策保有株式の保有の有無 >

当社は、政策保有株式としての上場株式を保有しておりません。

< 政策保有に関する方針 >

当社は、事業の拡大、持続的発展のためには様々な企業との協力関係が不可欠であると考えており、その観点から、企業価値を向上させるための中長期的な視点に立ち、事業戦略上の重要性、取引先との事業上の関係などを総合的に勘案し、政策的に保有を必要と判断する場合には、上場会社の株式を保有する場合があります。

個別の株式の保有継続については、その保有目的として事業提携、取引関係の強化を期待できる取引先であることを前提として、保有先企業のコア事業の内容や経営状態に関する厳密で具体的な精査を実施し、保有の便益がその負担に見合うかどうかという観点から縮減の要否を判断しております。さらに、専門性の高い分野については、弁護士、弁理士、その他コンサルタント等、外部の専門家にも相談の上、客観的な評価を実施しております。

今後は、昨今の厳しい経済状況を踏まえ、これまで以上に取得・保有の意義についてより厳密で具体的な精査を実施していく予定です。現在、当社は個々の政策保有株式についての検証の内容は開示しておりませんが、今後は、開示の要否についても必要に応じ検討を進めてまいります。

< 議決権行使に関する基準 >

政策保有株式に係る議決権の行使については、当社の保有方針や保有先企業の経営の健全性及び持続的成長と企業価値向上の観点から総合的に勘案するとの基準を定めており、当該基準に沿って議決権を行使しています。

【原則1 - 7】

< 関連当事者間の取引に関する手続及びその枠組み >

当社では、当社が役員や主要株主等との取引(関連当事者間の取引)を行う場合において、かかる取引が会社及び株主共同の利益を害することのないよう下記体制を整備しております。

(1)「新日本科学コンプライアンス行動指針」を定め、利益相反行為の禁止などを周知徹底しております。コンプライアンスの遵守状況については、定期的及び必要に応じてコンプライアンス所管部門が確認し、都度代表取締役が報告を受け、監視を行っております。取締役の競業取引及び利益相反取引については、「取締役会規則」において、取締役会承認事項として明示し、取締役会においては実際の個別取引に係る承認または

報告の受領を通じて監督を行っております。

(2)取締役及びその他の関連当事者との取引に係る取締役会決議にあたっては、法務所管部門によるリーガルチェックを事前に実施することとしております。また、当社と当社グループ会社との間の取引に関する事項に関しても、必要に応じ、当該部署によるリーガルチェックを実施することとしております。

【原則2 - 6】

当社には、企業年金基金制度はありません。

【原則3 - 1】

< (i) 会社の目指すところ、経営戦略、経営計画 >

「創薬と医療技術の向上を支援し、人類を苦痛から解放する事」 - この企業としての使命を、当社では社員ひとりひとりが誇りとして持っています。その企業使命はSNBLグループ全体におけるあらゆる事業の礎となり、躍進を続ける原動力となっています。企業哲学・経営理念につきましては、当社ウェブサイト(<https://www.snbl.co.jp/about/corporate-and-management-philosophy/>)をご参照ください。

当社の中長期的な経営戦略につきましては、2020年3月期決算短信(<https://www.snbl.co.jp/category/report/>)をご参照ください。

< (ii) コーポレートガバナンスに関する基本方針 >

当社は企業価値をより一層高めるため、経営の健全化、効率化、透明性の向上、コンプライアンス体制の確立を図り、実効性のあるコーポレート・ガバナンスを実現していくことを基本方針としております。この基本方針のもと、「創薬と医療技術の向上を支援し、人類を苦痛から解放する事」を企業使命とし、株主、投資家の皆様をはじめ、お客様、従業員、社会等からの信頼を高め、「存在を必要とされる企業」となるべく、コーポレート・ガバナンスの強化に取り組んでおります。詳細は本報告書「1 - 1 基本的な考え方」をご参照ください。

< (iii) 役員の報酬決定にあたっての方針と手続 >

各取締役の報酬額は、会社法所定の手続に従い、株主総会決議で定めた全取締役の報酬の総額の範囲内で、任意の報酬委員会において原案を作成し、取締役会において決定しております。取締役の報酬は、会社業績や経済情勢、個々の職責・実績等を総合的に勘案して決定します。

< (iv) 経営陣幹部の選任と取締役・監査役候補の指名 >

経営陣幹部には、社内及び社外ともに、国籍、経歴、性別を問うことなく、人格・見識に優れた人物であることを求めています。その上で、業務執行を担当する取締役については、豊富な業務上の専門的知識と経験を有する人物を候補者とし、社外取締役については、出身分野における豊富な知識と経験を有する人物を候補者としております。当社では、これらの資質を備えていると認められる人物を取締役候補者とすることを社外監査役も出席の上で開催される取締役会において審議し、取締役会の決議によって取締役候補者を決定しております。その手続としては、任意に設置したコーポレートガバナンス・指名委員会において候補者の原案を作成し、取締役会で候補者を決定し、株主総会で選任しております。

なお、経営陣幹部が上記の選任基準に照らしてその機能を十分発揮していないとかがわれる場合には、適時にコーポレートガバナンス・指名委員会及び取締役会で審議を行った上で解任の可否を検討し、解任が必要と判断した場合には、会社法及び社内規程に従って解任手続を実施いたします。

< (v) 上記(iv)の個々の選任・指名についての説明 >

取締役及び監査役の選任理由につきましては、「第47回定時株主総会招集ご通知」(https://www.snbl.co.jp/ir/ir_information/stockholders-meeting/)に開示しておりますので、ご参照ください。

また、経営陣幹部の解任がなされた場合、その理由は適時に開示いたします。

【補充原則4 - 1 - 1】

< 経営陣に対する委任の範囲 >

当社取締役会規則において、次の事項は取締役会の決議によらなければならないと定めております。

(1) 法令に定められた事項、(2) 定款に定められた事項、(3) 重要な業務に関する事項、(4) 前各号以外で特に必要と認める事項
これらのうち特に説明が必要な付議基準については、当社ウェブサイトに掲載した「付議基準」(https://www.snbl.co.jp/category/gov_report/)をご参照ください。また、これらの以外の事項の判断・決定については、目的に応じて、任意に設置したコーポレートガバナンス・指名委員会、任意の報酬委員会、経営陣から構成される各種会議体、及び担当役員に委ねることとしております。

【補充原則4 - 8 - 1】

< 独立社外者のみを構成員とする会合 >

当社は、社外取締役及び社外監査役のみから構成される会合を、全員出席を基本として3か月に1回程度開催し、独立した客観的な立場に基づく情報交換・認識共有を図っております。

【原則4 - 9】

< 独立性判断基準 >

会社法の要件に加え、東京証券取引所の独立役員の独立性に関する判断基準と同様の独立性基準を定め、当該基準に基づき、客観的な視点から当社の経営等に対し、適切な意見を述べていただける方を選任することとしております。

【補充原則4 - 11 - 1】

< 取締役会に関する考え方 >

取締役には、社内及び社外ともに、国籍、経歴、性別を問うことなく、人格・見識に優れた人物であることを求めています。その上で、業務執行を担当する取締役については、豊富な業務上の専門的知識と経験を有する人物を候補者とし、社外取締役については、出身分野における豊富な知識と経験を有する人物を候補者としております。当社では、これらの資質を備えていると認められる人物を取締役候補者とする方針の決定、及び具体的な候補者の原案の作成を任意のコーポレートガバナンス・指名委員会において行い、取締役会の決議によって取締役候補者を決定しております。

当社では、7名の取締役が選任されており、決議事項以外の業務執行については、経営の機動性と柔軟性を高めるため、社外取締役以外の各取締役4名及び執行役員13名がそれぞれ業務執行を担当しており、その多くが会社組織上、各事業部門の長を務めております。

社外取締役は3名であり、1名は弁護士として培った法律やコンプライアンスに関する豊富な経験、専門的な知識を有しており、もう2名は公認会計士または税理士としての財務及び会計・税務における豊富な経験と知識を有しております。

【補充原則4 - 11 - 2】

< 取締役及び監査役の兼任状況 >

当社の取締役及び監査役の兼任状況については、有価証券報告書および「第47回定時株主総会招集ご通知」(https://www.snbl.co.jp/ir/ir_information/stockholders-meeting/)に開示しておりますので、ご参照ください。

【補充原則4 - 11 - 3】

< 取締役会の実効性 >

取締役会の審議、業務遂行等に関して代表取締役会長兼社長による各取締役への個別面談を導入しております。個別面談によるヒアリングの結果を議事進行役である代表取締役会長兼社長が検証し、任意のコーポレートガバナンス・指名委員会において審議し、取締役会の審議の活性化等に資する改善を進めることにより、取締役会の実効性を高めております。また、取締役会出席者による活発な議論を促進するため、取締役会における決議事項および報告事項とは別に「協議事項」を取締役会規則（2018年4月1日改正）で設定いたしました。この協議事項は、取締役および執行役員が、決議事項として上程する前段階として協議を行うべき事項、若しくは取締役会にて協議を諮りたいその他の事項について、取締役会に上程し意見を聴取することができる制度であり、この制度を利用することで取締役会における議論がより一層促進されます。

【補充原則4 - 14 - 2】

< 取締役・監査役のトレーニング >

取締役及び監査役がその役割・責務を適切に果たすために必要なトレーニング及び情報提供を適宜実施してまいります。
取締役及び監査役が新たに就任する際には、必要に応じて法律やコーポレートガバナンスに関する研修を行います。また、取締役等に対し、経営課題に関する研修を継続的に実施します。具体的には、3か月に1回程度、社外取締役等による講義により、経営等に関するトピックスについてフォローアップを図っております。
上記に加えて、社外取締役及び社外監査役が新たに就任する際には、必要に応じて当社の事業内容の説明や主要拠点等の視察を実施します。
社外取締役及び社外監査役に対し、当社の事業課題等について、必要な情報提供を行います。

【原則5 - 1】

< 株主との対話 >

当社では、IR担当者を定め、関連部門との有機的連携を図るとともに、IR専用ダイヤルを設け、IR担当者を通じて経営陣へ株主や投資家との対話内容がフィードバックされる体制を整備しております。また、株主や投資家に対しては、決算説明会を半期に1回開催するとともに、対話の基盤となる当社グループに関する情報について適時・正確且つ公平な開示を行ってまいります。なお、こうした活動の際は、インサイダー情報の管理を徹底してまいります。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%以上20%未満
-----------	------------

【大株主の状況】更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
株式会社永田コーポレーション	7,936,000	19.06
有限会社新日本産業	4,514,600	10.84
永田良一	2,160,000	5.18
永田貴久	2,160,000	5.18
一般社団法人メディボリス医学研究所	1,474,000	3.54
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	1,043,300	2.50
永田郁江	1,024,000	2.45
永田一郎	1,024,000	2.45
梅原理恵	1,024,000	2.45
株式会社鹿児島銀行	1,000,000	2.40

支配株主(親会社を除く)の有無	——
親会社の有無	なし

補足説明

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部
決算期	3 月
業種	サービス業
直前事業年度末における(連結)従業員数	500人以上1000人未満
直前事業年度における(連結)売上高	100億円以上1000億円未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

特記事項はございません。

経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	20 名
定款上の取締役の任期	1 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数 更新	7 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数 更新	3 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数 更新	3 名

会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係()										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
福元 紳一	弁護士											
山下 隆	公認会計士											
花田 強志	税理士											

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「 」

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- h 上場会社の取引先(d、e及びfのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- k その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
福元 紳一	○	――	福元紳一氏につきましては、社外役員となること以外の方法で直接会社経営に関与された経験はありませんが、法律専門家としての識見及び経験等を有することから、社外取締役としての職務を適切に遂行していただけるものと判断しております。また、社外取締役としての職務を遂行する上で経営陣から独立した地位を有し、一般株主と利益相反が生じるおそれがないため独立役員に指定しております。

山下 隆	○	1983年～2014年の間、当社会計監査人である有限責任あずさ監査法人に在籍しておりました。	山下隆氏につきましては、社外役員となること以外の方法で直接会社経営に関与された経験はありませんが、財務及び会計・税務の専門家としての識見及び経験等を有することから、社外取締役としての職務を適切に遂行していただけるものと判断しております。また、社外取締役としての職務を遂行する上で経営陣から独立した地位を有し、一般株主と利益相反が生じるおそれがないため独立役員に指定しております。
花田 強志	○	——	花田強志氏につきましては、財務及び会計・税務の専門家としての識見及び経験等を有することから、社外取締役としての職務を適切に遂行していただけるものと判断しております。また、社外取締役としての職務を遂行する上で経営陣から独立した地位を有し、一般株主と利益相反が生じるおそれがないため独立役員に指定しております。

指名委員会又は報酬委員会に相当する 任意の委員会の有無 更新	あり
--	----

任意の委員会の設置状況、委員構成、委員長(議長)の属性 更新

	委員会の名称	全委員(名)	常勤委員 (名)	社内取締役 (名)	社外取締役 (名)	社外有識者 (名)	その他(名)	委員長(議長)
指名委員会に相当 する任意の委員会	コーポレートガバナンス・指名委員会	3	0	1	1	0	1	社内取締役
報酬委員会に相当 する任意の委員会	報酬委員会	3	0	2	1	0	0	社内取締役

補足説明 更新

当社は、経営幹部(取締役、執行役員等)の指名、報酬決定に関し、独立性・客観性と説明責任を強化することを目的として、任意の機関として、2つの諮問機関を設置しております。一つが「コーポレートガバナンス・指名委員会」、もう一つが「報酬委員会」であり、いずれの諮問機関も独立社外取締役を含む3名以上から構成されています。「コーポレートガバナンス・指名委員会」に所属する委員のうち、その他委員の属性は当社執行役員となります。

「コーポレートガバナンス・指名委員会」の審議事項は、取締役及び監査役の選解任に関する株主総会付議議案の原案、取締役会に付議する代表取締役(CEO)及び役付取締役の選解任の原案、取締役会に付議するその他経営陣(執行役員・理事・子会社取締役)の候補者の原案、取締役、監査役、経営陣の選定方針・手続の決定、後継者計画に関する事項、取締役会の実効性評価に関する事項などです。「報酬委員会」の審議事項は、取締役及び監査役の報酬に関する株主総会付議議案の原案、取締役・執行役員・理事・子会社取締役の報酬額(算定方法を含む)の原案、役員報酬の構成を含む方針の決定、役員報酬の決定手続の決定などです。

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の数	4名
監査役の数	3名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査役及び会計監査人並びに内部監査部門は、年間予定等の定期的打ち合わせを含め、共有が必要な事項について随時情報の交換を行い、必要に応じて監査役は会計監査人及び内部監査部門に対して監査役会への出席を求めることができる体制としており、相互の連携を高めております。また、社外監査役は、監査役会が定めた監査方針及び計画に基づき、監査業務を行っており、監査役会において各監査役より報告を受けて協議をするほか、取締役会に出席して適宜意見表明を行っております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の数	2名

社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	2 名
------------------------	-----

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係()												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
鍾野孝清	弁護士													
重久善一	公認会計士													

会社との関係についての選択項目
 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
- c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- d 上場会社の親会社の監査役
- e 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- i 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- j 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- m その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
鍾野孝清	○	――	経営陣から独立した地位を有し、一般株主と利益相反が生じるおそれがないため独立役員に指定しております。
重久善一	○	――	経営陣から独立した地位を有し、一般株主と利益相反が生じるおそれがないため独立役員に指定しております。

【独立役員関係】

独立役員の数 更新	5 名
------------------------	-----

その他独立役員に関する事項

福元取締役、山下取締役ににつきましては、直近事業年度において開催された取締役会13回中、福元取締役は出席が12回(出席率92%)、山下取締役は出席が13回(出席率100%)であります。また、鍾野監査役、重久監査役ににつきましては、直近事業年度において就任後に開催された取締役会10回中、鍾野監査役は出席が10回(出席率100%)、重久監査役は出席が10回(出席率100%)、直近事業年度において就任後に開催された監査役会10回中、鍾野監査役は出席が10回(出席率100%)、重久監査役は出席が10回(出席率100%)であります。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	その他
---------------------------	-----

該当項目に関する補足説明

当社グループの役員(取締役及び監査役)及び役員に準じる者を対象として「新日本科学役員持株会」を設立しております。

ストックオプションの付与対象者

該当項目に関する補足説明

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況	個別報酬の開示はしていない
該当項目に関する補足説明 更新	
直近事業年度における当社の取締役に対する報酬は以下のとおりであります。 取締役を支払った報酬 167,812千円 なお、連結報酬等の総額が1億円以上である者は存在していません。	
報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無	なし
報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容	

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

現状、社外取締役及び社外監査役を補佐する担当セクション、担当者は設けておりませんが、要請があった場合には、合理的な範囲で配備するものとします。

なお、社外監査役を補佐する担当セクション、担当者の任命・異動等人事権に係る事項の決定には、監査役会の事前の同意を得ることにより、取締役からの独立性を確保するものとします。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要) 更新

当社は、取締役会の一層の活性化を促し、取締役会の意思決定、業務執行の監督機能と各事業部の業務執行体制を明確に区分し、経営効率の向上を図るために執行役員制度を導入しております。また、前臨床事業、トランスレーショナルリサーチ事業等の各事業部ごとに経営進捗会議を原則として月1回開催し、取締役会の意思決定を執行役員を含む幹部職員に伝達・浸透させ、迅速かつ的確な業務執行が図れる体制を整えております。

当社は、取締役会及び監査役会により、業務執行の監督を行っております。取締役会は取締役7名(うち社外取締役3名)で構成され、重要な業務執行その他法定事項について意思決定を行うほか、業務執行の監督を行っております。監査役会は、監査役3名(うち社外監査役2名)で構成され、各監査役は監査役会が定めた監査の方針、業務の分担に従い、取締役会への出席や、業務・財産の状況の調査等を通じ、取締役の業務執行の監査を行っております。

取締役及び監査役の指名については、取締役会の諮問機関であり、社外取締役を含む取締役3名以上から構成される任意のコーポレートガバナンス・指名委員会において、取締役及び監査役の選任に関する株主総会付議議案の原案を作成し、取締役会において決議いたします。取締役及び監査役の報酬については、取締役会の諮問機関であり、社外取締役を含む取締役3名以上から構成される任意の報酬委員会において、取締役及び監査役の報酬に関する株主総会付議議案の原案を作成し、役員報酬の決定手続を決定しております。

内部監査については、内部監査部門が、当社及び連結子会社を対象として、リスクマネジメント、業務の有効性・効率性、コンプライアンス、適切な財務報告の観点から、内部監査規程に則って客観的な定例監査を行っております。

当社は、会社法に基づく会計監査人及び金融商品取引法に基づく監査人に有限責任 あずさ監査法人を選任しております。会計監査業務を執行した公認会計士は阿部與直、三浦勝、徳永英樹の3氏であり、当社に係る継続監査年数は全員7年以内であります。なお、当社と有限責任あずさ監査法人及び当社監査に従事する同監査法人の業務執行社員との間には、特別の利害関係はありません。また、監査業務に係る補助者の構成は、公認会計士5名、その他4名であります。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は、コーポレート・ガバナンスに期待されている「適正かつ効率的な業務執行」及び「適切な監督機能」という二つの大きな側面から、取締役会が監査役会等と連携する体制を採用しております。

「適正かつ効率的な業務執行」の側面においては、取締役会による迅速な意思決定が可能であるという点で効率性が高く、「適切な監督機能」の側面においては、社内監査役に加えて、弁護士として豊富な知見を有する監査役及び公認会計士・税理士として豊富な経験を有する監査役をそれぞれ社外監査役として選任することにより、業務執行に係る機関に対し、外部からの経営監視機能が十分に作用するという点で、監督機能が低いものと判断しております。

株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
その他	株主総会の会場運営に関し、映像を用いたビジュアル方式での事業報告を行う等、株主にとって議事内容がわかりやすくなるよう心がけております。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
ディスクロージャーポリシーの作成・公表	当社は「ディスクロージャーポリシー」を定め、当社ホームページに掲載し、関係者への周知に努めております。主な内容は、(1)情報開示の基本的考え方及び開示の基準、(2)情報開示の方法、(3)沈黙期間について、(4)当社ホームページについての注意事項であります。	
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	毎年2回、アナリスト等を対象として決算説明会を実施しております(第2四半期末 11月、期末 5月)。主な実施内容としては、代表取締役会長兼社長による会社重点戦略に関する説明及びCFOによる決算報告となります。また、必要に応じ機関投資家訪問等を随時実施しております。	あり
IR資料のホームページ掲載	IRに関するURL: http://www.snbl.co.jp ホームページに掲載している投資者向けの情報の種類: 決算情報、決算説明会資料、決算情報以外の適時開示情報等	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	当社は「新日本科学コンプライアンス行動指針」を制定し、法規範の遵守、人権の尊重、公正な取引、会社資産の管理、情報の開示、外部団体との関係などに関し、行動基準を規定しております。
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	当社は「新日本科学コンプライアンス行動指針」を制定し、ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等を規定しております。

内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

当社は、2006年5月15日開催の取締役会において、内部統制システム構築の基本方針に関し、下記のとおり決議しております(2015年6月25日一部改定)。

1.取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ・当社は「新日本科学コンプライアンス行動指針」に基づき、取締役及び使用人が法令、定款、社会規範等を遵守する体制の推進を図る。
- ・当社が制定した「新日本科学コンプライアンス行動指針」を国内外の子会社全てに準用し、グループ全体のコンプライアンス体制の強化を図る。
- ・当社は、他の事業執行部門から独立した代表取締役社長直轄の組織として内部監査部門を設置する。
- ・法令上疑義のある行為について、取締役及び使用人が直接情報提供を行う手段として、内部通報制度を整備する。
- ・反社会的勢力とは一切の関係を遮断する。その不当要求に対しては社内規程に則り組織全体で毅然とした態度をとる。

2.取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- ・取締役会議事録、稟議書、各種契約書、その他業務の執行状況に関する文書は、社内規程(文書管理規程、稟議規程等)に従い、適切に保存及び管理を行う。

3.損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ・リスク(コンプライアンス、財務、環境、自然災害、業務品質及び輸出入等)については、それぞれ各担当部門ごとに規制・ガイドラインの整備、研修の実施、マニュアルの作成・配布等を行う。
- ・リスクが顕在化し、重大な危機又は損害の発生が予測される場合は、取締役は速やかに取締役会に報告する。

4.取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ・業務分掌規程及び職務権限規程に基づき社内ルールを設け、各担当部門、取締役及び使用人の責任の明確化をする。
- ・業務の執行にあたっては、稟議規程に従い必要な権限者の承認を得て実行する体制を整備する。

5.当該株式会社並びにその親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- ・子会社のコンプライアンス体制及びリスク管理体制については、必要に応じて、親会社の各担当部門が指導・監督し、また、関係会社管理規程に基づき、当社と子会社との取引を適正に行う体制を整備する。
- ・子会社の運営方針の決定や重要な研究開発、設備投資、投融資等の意思決定にあたっては、経営戦略会議において、事業戦略上の目的とリスクの状況を踏まえ十分な検討を行うものとする。
- ・監査役及び内部監査部門は、必要に応じて子会社の監査及び調査を実施する。
- ・子会社における当社の经营理念、行動規範の周知徹底に努め、子会社の法令順守、企業倫理の徹底を図る。
- ・子会社におけるコンプライアンス、財務、環境、自然災害、業務品質及び輸出入等のリスクを管理し、そのリスクに対処し確に対応できる体制を整える。
- ・子会社の取締役の職務執行について、必要に応じて当社への報告を求めるものとする。
- ・子会社の業務の執行にあたっては、関連規程に従い必要な権限者の承認を得て実行する体制を整備する。

6.監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

- ・監査役がその職務を補助すべき使用人を求めた場合には、取締役会と協議の上、設置するものとする。

7.前号の使用人の取締役からの独立性に関する事項及び監査役からの指示の実効性の確保に関する事項

- ・取締役は、前号の使用人の独立性に配慮し、当該使用人の任命、解雇、配転、人事異動その他雇用条件に関する事項については、監査役会の同意を得た上、取締役会で決定する。
- ・監査役より監査業務に必要な命令を受けた当該使用人は、その命令に関して、取締役、内部監査部門等の指揮命令を受けないものとする。

8.取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制

- ・取締役は、法令等の違反行為当社及び当社子会社の取締役及び使用人(これらの者から報告を受けた者を含む。以下、本号において同じ。)が当社の、当社に著しい損害をおよぼすおそれのある事実について、監査役へ報告する体制を整備する。報告の時期・方法については、監査役会と協議により決定する。
- ・当社は、当社の監査役へ報告を行った当社及び当社子会社の取締役及び使用人に対し、そのことを理由として不利益な取り扱いを行うことを禁止し、その旨を当社及び当社子会社の取締役及び使用人に周知徹底する。

9.その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- ・監査役は、必要に応じて取締役及び使用人に対する個別のヒアリングなどを実施することができるとともに、社外取締役、内部監査部門及び会計監査人と会合を持ち、意見を交換する。
- ・監査役に、監査業務の必要に応じて弁護士、会計士等の専門家の助言を受ける機会を保障する。
- ・取締役は、監査役の適切な職務遂行のため、監査役と子会社の取締役・監査役との情報交換が適切に行われるよう協力する。
- ・監査役が職務を執行する上で必要な費用に関しては、速やかに当該費用の処理を行うものとする。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社は、2006年5月15日開催の取締役会において定めた内部統制システムの基本方針(2015年6月25日一部改定)において、「反社会的勢力とは一切の関係を遮断する。その不当要求に対しては社内規程に則り組織全体で毅然とした態度をとる。」と定め、規程・マニュアルを策定するとともに、反社会的勢力への対応統括責任者に代表取締役会長兼社長を、対応統括部門に総務人事統括部を配置し、また、組織横断的なコンプライアンス推進委員会を設けることで組織全体で対応する体制を整備しております。また、対応統括部門である総務人事統括部においては、平素より反社会的勢力に関する情報収集と管理に努めるとともに、所轄警察署等の諸官庁や弁護士等の外部専門機関との連携により有事の際の体制強化を図っております。

その他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無	なし
-------------	----

該当項目に関する補足説明

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

< 適時開示体制の概要 >

1 決定事実

総務人事部門は、当社各部門及びグループ各社より報告された情報について、財務経理部門及び法務部門と連携して情報の内容を分析し、適時開示規則等に照らして、開示の要否及び開示の内容や方法を検討します。その結果、適時開示の対象となる重要事項と判断された場合には、取締役会決議の上で速やかに開示を行います。

2 発生事実

発生事実について、総務人事部門は当社各部門及びグループ各社から情報収集を行い、財務経理部門及び法務部門と連携して情報の内容を精査し、代表取締役確認の上で速やかに開示を行います。

3 決算に関する情報

財務経理部門は、会計監査人や外部専門家と必要に応じて協議等を行い、精査された決算開示資料について、取締役会決議の上で速やかに開示を行います。

